

第1章 計画策定の背景・趣旨・位置付け・計画期間・策定体制 → 計画期間（案）：R7～R11年度（⇒子ども大綱の想定期間と合わせる）

第2章 子どもを取り巻く現状と課題 →（資料2）参照

第3章 基本理念

みんなでつくる「山県市子どもまんなか社会」（案）

検討課題1

山県市子ども計画の理念も、子ども大綱の理念に併せて、新たに構築したい。

〔基本的な方針〕

1. 子ども・若者を権利の主体として認識し、人格・個性を尊重し、権利を保障し、最善の利益を図る。
2. 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
3. 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
4. 貧困と格差の解消を図り、子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、結婚、子育てに関する希望の形成に取り組む。
6. 関係部署、関係団体等との連携を重視する

上記6つの基本的な方針のもと、「みんなでつくる「山県市子どもまんなか社会」」を基本理念として堅持しながら、「子どもまんなか社会」を山県市においても実現する。

第4章 子ども施策の推進

(赤字) ■第2期山県市子ども・子育て支援事業計画において掲げられている施策
(青色) ■想定される施策イメージ

ライフステージ全体を通して対処すべき課題

1. ライフステージを通じた施策の推進

施策の概要	具体的な施策
<p>(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</p> <p>すべての市民に対して、子ども基本法や子ども大綱等の趣旨や内容についての理解を深めるための情報提供や啓発を行うことを通じて、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。 また、いじめ、児童虐待等、子どもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させる。</p>	<p style="text-align: right;">意識・理解</p> <p>すべての子どもが平等であるという原則を、社会全体で共有することが重要であり、子ども・若者のみならず、山県市民全体に対して普及啓発していく。《意識づくり・理解の促進》</p> <p>(例) ■子ども権利条例、子ども基本法等の周知・啓発 ■広報山県を通じた普及啓発</p> <p>人権啓発活動を行うとともに、学校教育における人権教育を推進していく。《人権啓発》</p> <p>(例) ■学校教育における人権教育の推進</p>
<p>(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</p> <p>認知的スキルや社会情動的スキルを育むために、遊びや体験活動の重要性や、その機会を保障することの重要性を認識し、地域資源を生かした遊びや体験の機会を創出する。</p>	<p style="text-align: right;">体験・機会づくり</p> <p>遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点であり、家庭の事情により行動に制限を受ける子どもが集まる場も計画的に創出し、体験環境に格差が生じないようにする。《児童の居場所づくり》</p> <p>(例) ■延長保育事業 ■園庭開放事業</p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校・子ども園等、地域、企業、関係機関等の協力体制のもと、子どもの健康増進に努めていく。《体力づくり・健康づくり》</p> <p>(例) ■「健康山県 21（山県市健康増進計画）」による施策の推進</p> <p>地域住民の協力を得ながら、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間や機会の創出に取り組む。《交流の場・機会づくり》</p> <p>■(32)自然体験保育</p> <p>子ども・若者が、一人ひとり異なる長所を伸ばし、才能を開花させ、豊かな人生を送ることができるよう様々な活動にチャレンジできる環境を整えていく。《活躍の場づくり》</p> <p>(例) ■ボランティア活動</p>
<p>(3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</p> <p>家庭生活に困難を掲げる特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながるよう、切れ目のない支援体制を構築する。</p>	<p style="text-align: right;">保健・医療</p> <p>妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療を提供するとともに、慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援を行う。《保健・医療》</p> <p>■(26)予防接種</p> <p>(例) ■母子保健</p>

検討課題2

他分野において既に山県市として策定している計画とのすみ分けをどのように整理するか。

- ・健康増進計画（+食育推進計画）
- ・障がい福祉計画、障がい児福祉計画
- ・地域福祉推進計画 など

(案1) 上記計画に掲げられている施策の多くを再掲の形で盛り込む。

(案2) 上記計画の基本的な考え方、主要施策に限定して、子ども計画の中で触れる。



<p>(4) こどもの貧困対策</p> <p>こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります、こどもたちが貧困に強いられることがないような社会をつくる。</p>	<p style="text-align: right;">貧困</p> <p>所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を及ぼすなど、教育における格差の問題が指摘されていることから、貧困にかかわる様々な課題に対して相談できる体制を整えるとともに、高校授業料無料化などの経済的支援を行う。《相談・経済的支援》</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■こども家庭センターでの対応 (R6.7～) (後掲) <p>※3(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減等【後掲】</p>
<p>(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援</p> <p>障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。また、医療的ケア児、など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; display: inline-block;"> <p>検討課題3 医療的ケア児対策を示すことができる環境をどう考えるか。</p> </div>	<p style="text-align: right;">障がい・医療的ケア児</p> <p>人種・性別・年齢・障がい・宗教など、多様な属性の人々が差別や偏見を受けず社会で活躍できるようにしていく視点を、社会全体としてまず浸透させていくことが必要となる。《インクルージョンの概念の浸透》</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■インクルーシブ教育システムの実現に向けた模索・検討 <p>障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めていくために、地域における障がい児の支援を推進していく。《障がい児支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■(5)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会等 ■(24)地域療育支援 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■身体障害者・療育・精神保健福祉手帳制度 ■児童福祉法に基づく事業 <p>専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。《医療的ケア児対策》</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■相談支援、関係機関の相互連携など地域の支援体制の検討
<p>(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援</p> <p>虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。また、社会的養護を必要とするこども・若者、さらに、家事や家族の世話などを日常的に行っているこども（ヤングケアラー）についても情報共有・早期発見等を通じて必要な支援につなげていく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; display: inline-block;"> <p>検討課題4 ヤングケアラーの実態把握と具体的な対策をどう考えるか。</p> </div>	<p style="text-align: right;">虐待・ヤングケアラー</p> <p>児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながるため、その連鎖を断ち切るために、子育てに困難を抱える世帯に対する支援体制を強化する。また、すべてのこどもが適切に保護され、健やかに養育されるよう、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援を行っていく。《児童虐待防止対策・社会的養護の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■(5)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会等 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■こども家庭センターでの対応 (R6.7～) ■家庭相談員 <p>おとなが担う家事や家族の世話などが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうヤングケアラーについては、関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。《ヤングケアラー対策の検討》</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ヤングケアラー事案の早期発見 ■ヤングケアラー対策の検討
<p>(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組</p> <p>誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進する。また、インターネットを介した犯罪や性犯罪や、事故・災害からこどもを守るための環境整備に取り組む。</p>	<p style="text-align: right;">安全・安心</p> <p>こどもの生命を守り、災害からの安全を確保することが、こどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進める。《安全》</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■通学路の安全確保 ■交通安全教室 <p>こどもが性犯罪に巻き込まれることがないよう、また、インターネットにおいて有害情報に接することがないよう環境整備を進める。《防犯》</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■家庭相談員（再掲） ■安全安心なインターネット環境の実現に向けた情報リテラシーの習得支援 <p>誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進する。《自殺対策》</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■早期発見・早期対応のためのゲートキーパーの養成 ■「健康山県 21」による施策の推進

2. ライフステージ別の施策の推進

(★1：(1)および(2)にまたがる事業、★2：(2)および(3)にまたがる事業、)

特定のライフステージで対処すべき課題

<p>(1) こどもの誕生前から幼児期まで</p> <p>こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期である。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができる環境を整えていく。</p>	<p>妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。《妊娠期・乳児期》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ (3) 妊婦健康診査事業 ■ (14) 母子健康手帳の交付 ■ (15) 産後ケア ■ (16) 妊婦教室 ■ (17) 妊娠期、産褥期の支援 ■ (27) 妊婦歯科検診（妊婦教室と同時開催） <p>幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育・保育の質の向上を図りつつ、適切にサービスを提供していく。《乳幼児期》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ (1) 利用者支援事業（基本型、母子保健型（子育て世代包括支援センター）） ■ (2) 地域子育て支援拠点事業 ■ (4) 乳児家庭全戸訪問事業 ■ (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会等《再掲》 ■ (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ■ (8) 一時預かり事業 ■ (9) 延長保育事業 ■ (10) 病児・病後児保育事業 ■ (19) 乳幼児健診 ■ (20) 新生児聴覚検査助成 ■ (21) 乳幼児訪問 ■ (22) 乳幼児相談 ■ (23) 乳幼児教室 ■ (28) はみがきけんしん（フッ化物塗布） ■ (29) フッ化物洗口 ■ (31) 保育園食育活動
<p>(2) 学童期・思春期</p> <p>学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期である。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていく。また、思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ (6) 子育て短期支援事業 ■ (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ■ (30) 小中学校におけるブラッシング指導（歯科健康教育） <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者との交流事業) ■ 地域住民との交流事業)
<p>(3) 青年期</p> <p>青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期である。自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるようにしていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ (25) 思春期の支援 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 青少年の育成にかかる取組（再掲） ■ ひきこもり対策の検討 <div data-bbox="1495 1685 1942 1804" style="border: 1px solid purple; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>検討課題5 ひきこもりの実態把握と具体的な対策をどう考えるか。</p> </div>

個別の課題や支援ニーズへの対応

3. 子育て当事者への支援

<p>(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減等</p> <p>幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保育園保育料の無償化 ■ 児童手当 ■ 児童扶養手当 <div data-bbox="1747 2033 1957 2083" style="border: 1px dashed gray; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;"> <p>経済的負担</p> </div>
<p>(2) 地域子育て支援、家庭教育支援</p> <p>地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て支援センター事業 <div data-bbox="1669 2240 1957 2291" style="border: 1px dashed gray; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;"> <p>地域内のサポート</p> </div>
<p>(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大</p> <p>家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ (33) ワーク・ライフ・バランス <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 育児休業等取得しやすい環境の整備等 ■ 時間外勤務の縮減 <div data-bbox="1612 2418 1957 2469" style="border: 1px dashed gray; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;"> <p>就労環境・子育て参画</p> </div>
<p>(4) ひとり親家庭への支援</p> <p>ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会等《再掲》 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 母子生活支援施設への入所支援 ■ 児童扶養手当（再掲） <div data-bbox="1612 2626 1957 2677" style="border: 1px dashed gray; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;"> <p>ひとり親へのサポート</p> </div>

4. こども施策の推進体制等

<p>(1) こども・若者の社会参画・意見反映 ～こどもの声の反映、地域活性化・世代間交流～</p> <p>こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要である。そのため、人口減少下においても人々がつながりあい、世代間で交流し、壁の無い環境づくりが求められる。</p>	<p>《こども・若者の声の反映》 (例) ■各種懇談会等へのこども・若者の登用</p> <p>《地域活性化・世代間交流》 (例) ■伊自良夏まつり等の運営へのこども・若者の参加</p> <p>こども・若者の声・交流</p> <p>検討課題6 こども・若者の声を、今後、どのように把握していくべきか。望ましい手法は。</p>
<p>(2) こども施策の共通の基盤となる取組 ～人材確保・育成・支援、体制・システム整備～</p> <p>こども施策を推進していくためには、それを支える人材が必要であり、さらに子育てにかかる専門性の向上に向けた人材育成も必要となる。また、その能力を生かすために、働きやすい環境づくり、体制整備を推進していく必要がある。</p>	<p>《人材確保・育成・支援》 (例) ■保育士等確保事業</p> <p>《体制整備》 ■学校説明・外部評価の推進、学校評価システム構築事業</p> <p>データ整備、人材確保、情報発信等</p>
<p>(3) 施策の推進体制等</p>	<p>(例) ■保護者、教育機関との連携 ■計画の進捗管理（PDCAサイクル）（＝第6章(2)）</p>

第5章 こども施策の目標指標（イメージ案）

<p>① 子育て環境や支援への満足度</p>	<p>点数（1～5点）の平均点</p>
<p>② 子育て支援施策によって、子どもをさらに持ちたいと考えるきっかけになったか</p>	<p>「なった」及び「少しなった」の合計割合</p>
<p>③ ヤングケアラーという言葉を知っているか</p>	<p>「言葉も内容も知っている」の割合</p>
<p>④ 0～2歳児の保育料の無償化、給食費の無料化等の無償化施策等をどのように評価していますか。</p>	<p>「非常に評価している」及び「やや評価している」の合計割合</p>

第6章 計画の推進に向けて

<p>(1) 量の見込み</p>
<p>(2) 計画の進捗管理</p>
<p>(3) 計画の推進</p>

補章 参考資料

1. 会議条例、2. 委員名簿、3. 会議開催経過、4. 用語解説